



2022年3月10日

各 位

会 社 名 株式会社東京楽天地
代 表 者 名 代表取締役社長 浦井敏之
(コード番号 8842 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役総務人事担当 高山 亮
(TEL. 03 - 3631 - 3122)

取締役の報酬等の額改定および譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬等の制度の見直しを行い、取締役の報酬等の額を改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）および業績達成賞与の導入を決議し、これらに関する議案を2022年4月27日開催予定の第123回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 取締役報酬等の制度改定の目的

本制度改定は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上および単年度の業績目標の達成に対するインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として行うものです。

2. 取締役報酬額の改定および改定後の取締役報酬の構成

現在、当社の取締役報酬等は現金による固定報酬のみで構成されており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年4月28日開催の第121回定時株主総会において年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分1,200万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）とご決議いただいております。

本株主総会においては、執行役員制度の導入とそれに伴う取締役員数の削減を含む定款一部変更議案をお諮りすることを考慮し、その金額を年額2億円以内と改めることをお諮りする予定です。

さらに、当該報酬枠とは別枠にて、当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えると同時に、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、下記「3. 譲渡制限付株式報酬制度の導入」のとおり、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に対して年額5,000万円以内の金銭報酬債権を支給すること、および単年度の業績目標を達成することへのインセンティブを目的として、対象取締役に対し、年額5,000万円以内の業績達成賞与を支給することについて、併せて

本株主総会においてお諮りする予定です。

3. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

(1) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、上記「2. 取締役報酬額の改定および改定後の取締役報酬の構成」に記載のとおりご承認をお願いする予定の報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行または処分をする方法により行うものといたします。

本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間1万5,000株以内とし、その報酬等の総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額5,000万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものとする。）。

また、その1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規程または本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

(ご参考)

当社は、本株主総会終了時から執行役員制度を導入予定ですが、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、株式報酬（譲渡制限付株式）および業績達成賞与を含んだ報酬体系とする予定です。

以 上